

要介護認定の仕組みと手順

厚生労働省老人保健課

介護保険制度における要介護認定制度について

趣旨

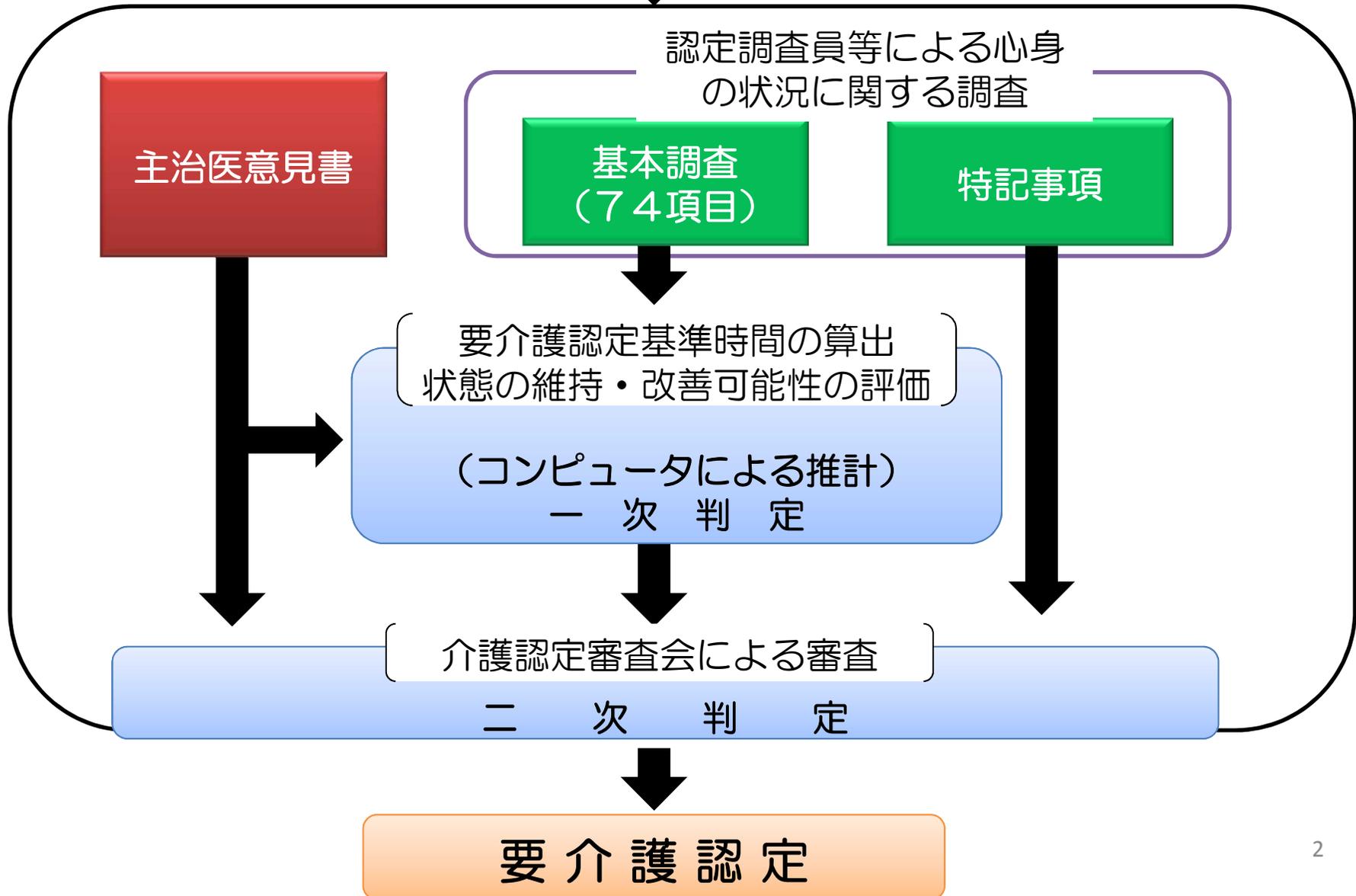
- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。（一次判定）
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。（二次判定）
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

要介護認定の流れ

申請



要介護認定の申請件数

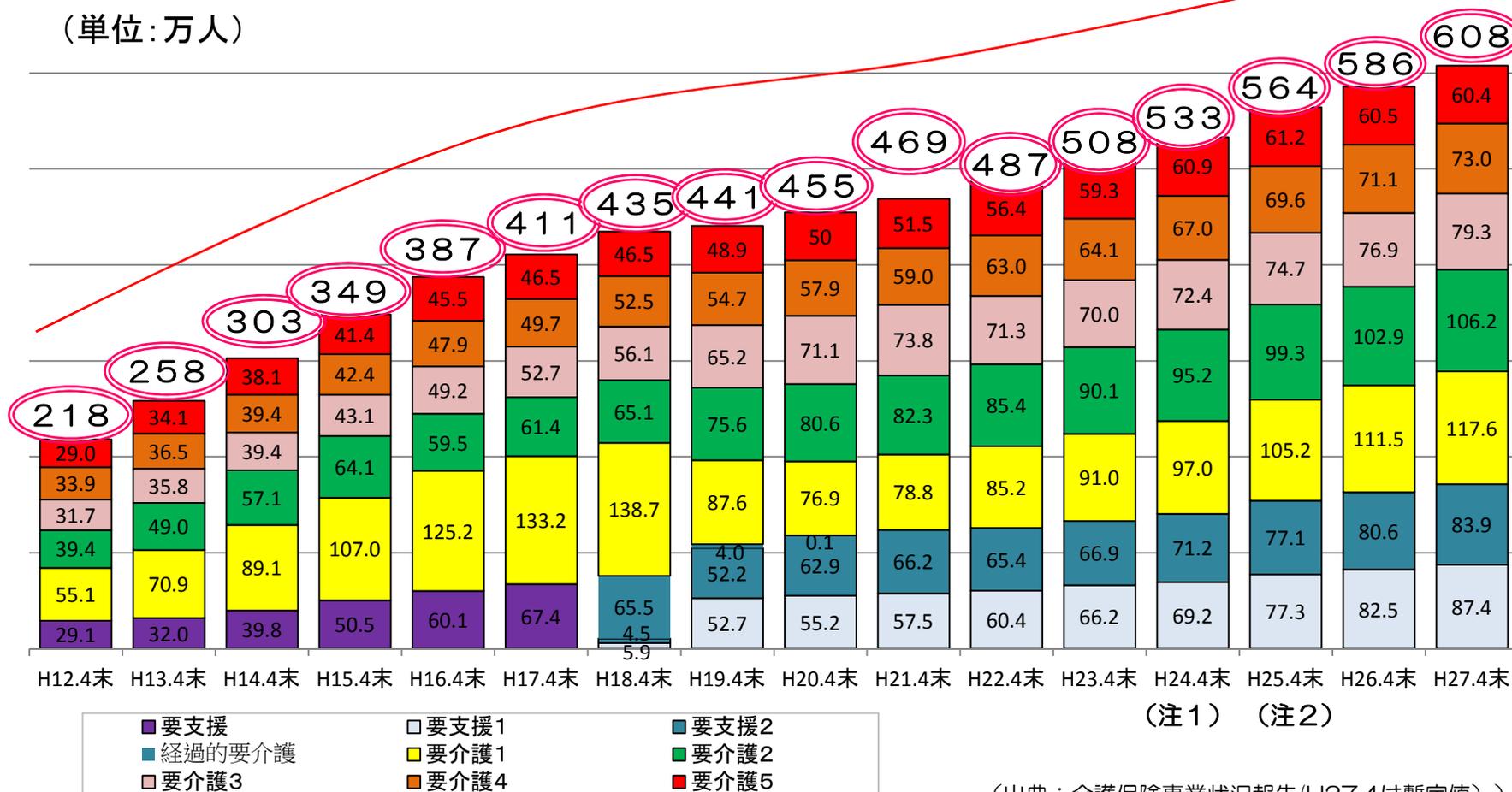
- ・認定者数 607.7万人(平成27年4月)
(介護保険事業状況報告(暫定値))
- ・認定率 17.9%
※認定者数/第1号被保険者数
(平成27年4月介護保険事業状況報告(暫定値))
- ・新規申請件数 186.7万件(平成26年度)
- ・更新申請件数 340.7万件(平成26年度)
- ・区分変更申請件数 41.6万件(平成26年度)

※介護保険総合データベースへの報告より(平成28年5月15日時点)
(ただし、全ての市町村等が送信しているわけではない)

要介護度別認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成27年4月現在608万人で、この15年間で約2.79倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

(単位:万人)



(注1) (注2)

(出典：介護保険事業状況報告(H27.4は暫定値))

注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 榎葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

認定調査を構成する3つの調査票の役割

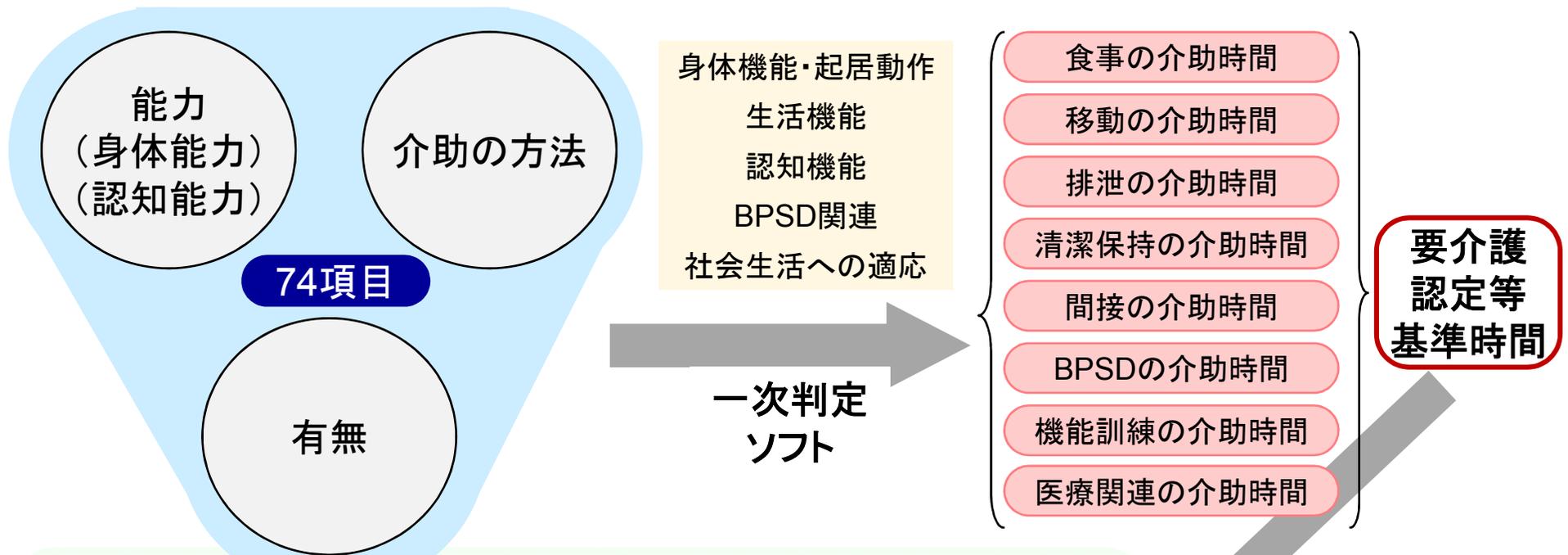
- 概況調査
 - 現在受けているサービスの状況（療養に関する意見を付する際に活用される場合がある）
 - 家族状況、居住環境、日常的に使用する機器、器械の有無等について特記すべき事項。（介護の手間など特記事項の内容を理解する際に活用される場合がある）
- 基本調査（74項目）
 - 調査項目をもとに中間評価項目得点を算出
 - 調査項目の選択及び中間評価項目得点より、一次判定ソフト（樹形モデル）によって要介護等基準時間を算出
- 特記事項
 - 対象者の状況を正確に把握するための情報。主に基本調査では把握できない対象者の具体的、固有な状況などを審査会に伝達する役割。

認定調査に基づく一次判定

① 74調査項目の選択肢を選択

② 中間評価項目得点の算出

③ 樹形図により、8つの生活場面毎の介助時間を推計



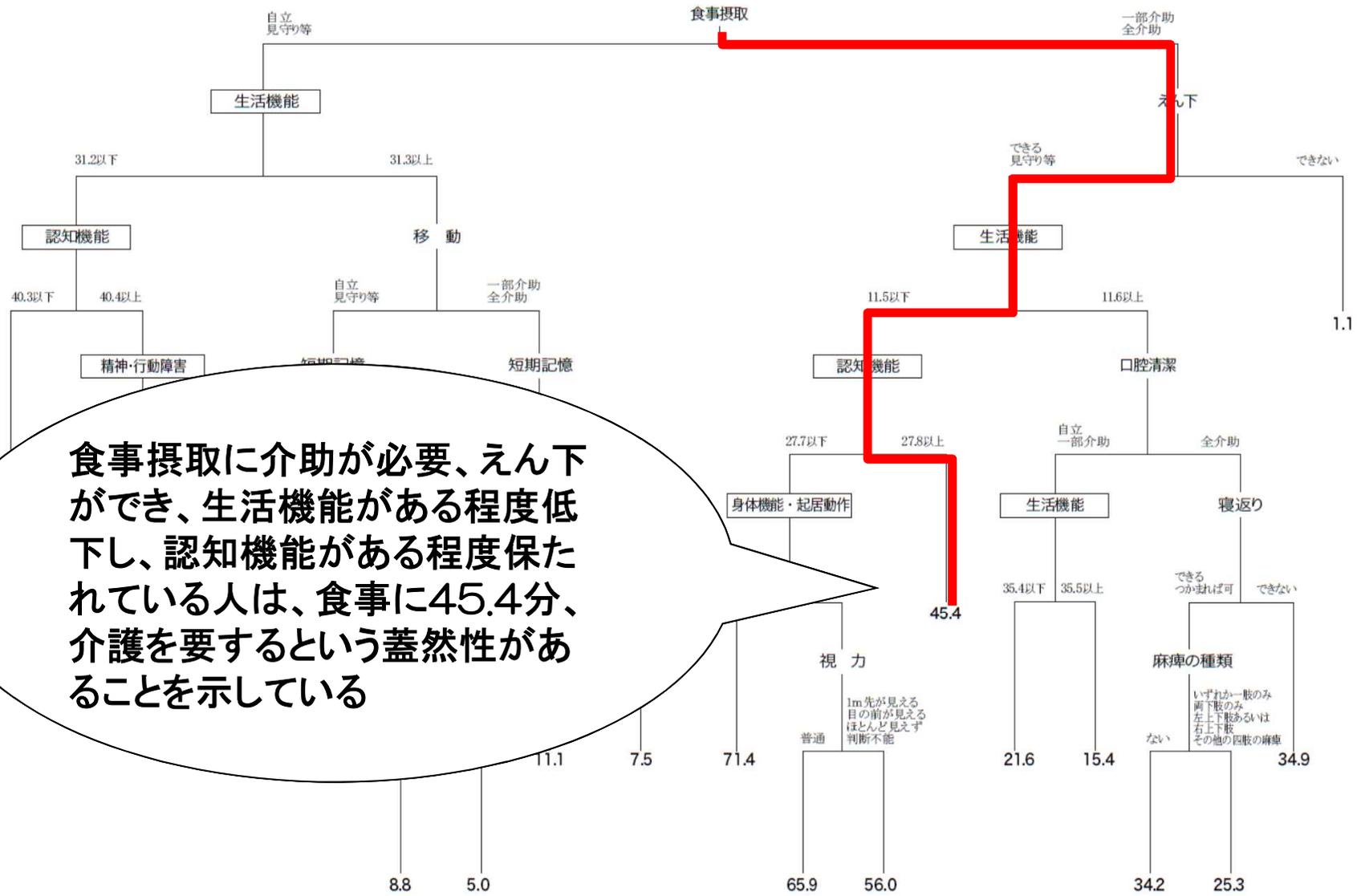
(例) 要介護認定基準時間が93.2分であるので、要介護4

④ 8つの介助時間を合計して、要介護認定等基準時間を算定し、要介護度を判定 ⁶

一次判定ソフトの設計に用いられたデータ

- 平成21年度から使用されている要介護認定等基準時間の作成にあたっては、平成19年に特養、老健等の施設に入所している高齢者約3,500人を対象に調査を実施
- 調査内容は
 - 48時間・1分間タイムスタディ
 - 高齢者の心身の状態調査

一次判定ソフトの樹形図(一例)



食事摂取に介助が必要、えん下ができ、生活機能がある程度低下し、認知機能がある程度保たれている人は、食事に45.4分、介護を要するという蓋然性があることを示している

特別な医療が提供されている場合の時間の加算

特別な医療の提供がなされている場合については、
8つの生活場面に要するケア時間に下記の時間を加算。

区分	項目名	時間(単位:分)
処置内容	点滴の管理	8.5
	中心静脈栄養	8.5
	透析	8.5
	ストーマの処置	3.8
	酸素療法	0.8
	レスピレーター	4.5
	気管切開の処置	5.6
	疼痛の看護	2.1
	経管栄養	9.1
特別な対応	モニター測定	3.6
	じょくそうの処置	4.0
	カテーテル	8.2

$$\text{要介護認定等基準時間} = 130.6 + \underline{8.5} = 139.1\text{分}$$

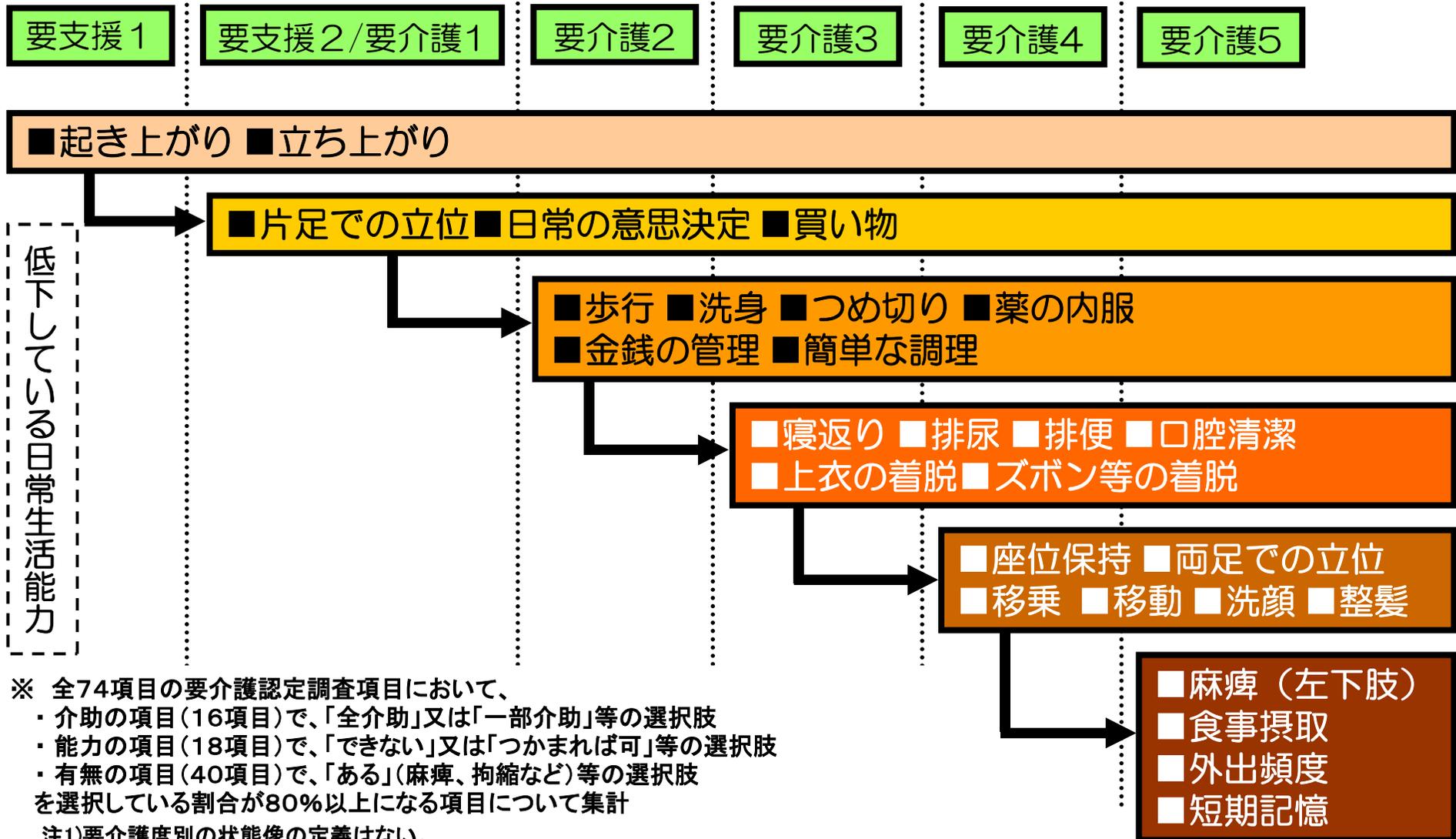
※「点滴の管理」ありの場合

要介護認定基準時間

区分	要介護認定等基準時間
非該当	25分未満
要支援1	25分以上32分未満
要支援2・要介護1	32分以上50分未満
要介護2	50分以上70分未満
要介護3	70分以上90分未満
要介護4	90分以上110分未満
要介護5	110分以上

要介護状態区分別の状態像

(80%以上の割合で何らかの低下が見られる日常生活能力(※))



※ 全74項目の要介護認定調査項目において、
 ・ 介助の項目(16項目)で、「全介助」又は「一部介助」等の選択肢
 ・ 能力の項目(18項目)で、「できない」又は「つかまれば可」等の選択肢
 ・ 有無の項目(40項目)で、「ある」(麻痺、拘縮など)等の選択肢
 を選択している割合が80%以上になる項目について集計

注1)要介護度別の状態像の定義はない。

注2)市町村から国(介護保険総合データベース)に送信されている平成26年度の要介護認定情報に基づき集計(平成28年2月15日時点)

注3)要介護状態区分は二次判定結果に基づき集計

注4)74の各調査項目の選択肢のうち何らかの低下(「全介助」、「一部介助」等)があるものについて集計

認定後の介護サービス利用

